

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		8人	8人	人	人	人	8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人		人	人	0人

親族だけでなく、同じ会社や同じNPO法人の役員等についても、それぞれのグループの人数の割合が、役員の数分の1を超えると基準を満たしません。

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任年月日
川崎 一郎	神奈川県川崎市川崎区××〇丁目〇番〇号	理事長		○	○				○	就任 平成 19.11.29
横浜 太郎	神奈川県横浜市中区××〇丁目〇番〇号	理事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
相模原 洋子	神奈川県相模原市中央区××〇丁目〇番〇号	理事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
川崎 花子	神奈川県川崎市川崎区××〇丁目〇番〇号	理事	理事長の妻	○	○				○	就任 平成 19.11.29
埼玉 和子	埼玉県さいたま市浦和区××〇丁目〇番〇号	理事		○						就任 平成 19.11.29 退任 令和 2.11.29
千葉 健作	千葉県千葉市中央区××〇丁目〇番〇号	理事			○				○	就任 令和 2.11.30
茨城 節子	茨城県水戸市××町〇丁目〇番〇号	理事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
栃木 健史	栃木県宇都宮市××町〇丁目〇番〇号	監事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
東京 一夫	東京都千代田区××〇丁目〇番〇号	監事		○	○				○	就任 平成 19.11.29

住民票の記載どおりに氏名・住所を記載

「役員の内訳」については、㉑から㉕の各事業年度及び申請時までの間に役員として在籍した全ての者について記載してください。  
各事業年度末日に在任している場合に○をつけてください（事業年度途中で退任した場合は○をつけません）。  
なお、上記期間中に役員が就任、退任の事実がある場合には、総会議事録、年間役員名簿、登記事項証明書等に記載された「就任・退任年月日」を記載してください。  
※それ以外の役員については、最初に就任した年月日を記載

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

## 「役員 の 状況」 第 3 表 付 表 1 記 載 要 領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は事業年度末日に役員であったときに「○」を付します。なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

  - 直接に保有する関係
    - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
  - 間接に保有する関係
    - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

### 「生計を維持している者」と「生計を一にしている者」について

「生計を維持している者」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいいます。

「これらの者と生計を一にしている者」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいいますから、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、これに該当します。